

まえがき

本書は、立命館法学において連載した「故意に関する一考察——未必の故意と認識ある過失の区別をめぐって（1～6・完）」を元に必要最小限の加筆・修正を行ったものである。当初は、大幅な加筆・修正を行うつもりで準備をしていたが、筆者の能力的・時間的問題から、最小限の加筆・修正に止めざるを得なかった。

本書の元となった論文は、すでに10年以上前に公表したものであり、今になって書籍化し、世に問うことに躊躇いがなかったわけではない。しかし、本書の序章でも述べるように、未必の故意の定義それ自体が学説・裁判例においてまだ共有されておらず、認識ある過失との区別に関する基準についても、議論は収束するどころか、むしろ混乱した状況のままにあり、さらに、裁判例においても、どのような判断基準に基づき、未必の故意を認めているのかにつき理解の一致をみていない。このような学説・裁判例の状況下においては、本書を世に問うことも意味があるものと思ひ、本書を出版することにした。

本書の目的は、未必の故意と認識ある過失の区別に関する適切な基準を提示することであるが、それは目的の一つにすぎない。むしろ、筆者の関心は、上述の問題状況を踏まえ、未必の故意に関する学説の認識枠組みを提示することにある。その際、各学説の前提とする人間像を明らかにすることで、学説の特徴を抽出し、これを因果主義・心理主義対規範主義という対立軸との接続を図ることで、故意論もまた心理・因果主義対規範主義の枠組みのもとに位置付けることを試みた。このことによって、故意論のみならず、その他の刑法上の諸問題全体にわたって、一定の観点に基づく首尾一貫した判断が可能になると考えたからである。

本書は、上述の目的を達成するため、未必の故意に関する学説を歴史的に検討し、粗いものではあるが、故意論における一つの通史を提示した。もっとも、本書の提示した通史は、ありうる見方の一つでしかなく、今後の批判的な検討により、より正確かつ詳細なものへと書き換えられることが望まれる。もっと

も、本書のような不十分なものではあっても、本書が従来の故意論にながしか新たな点を付け加えることができているとすれば、望外の幸せである。その判断は読者に委ねたい。

本書の成立は、多くの先生、先輩、同輩、後輩、同僚の支えなくしてはあり得なかったが、とりわけ3名の先生に感謝を申し上げたい。生田勝義先生には、大学院での指導教授をお引き受けいただいて以来、授業や研究会など、今日に至るまで、様々な機会においてご指導を賜っている。文字通りの意味で、生田先生がいらっしゃらなければ、研究者としての筆者は存在しえなかった。本書が先生の学恩に少しでも報いることができればと願うばかりである。

松宮孝明先生にも大学院以来、生田先生と同様、様々な機会でご指導を賜っており、その学恩は計り知れない。とりわけ、筆者にとって松宮先生の理論的影響は格別であり、本書は先生のすぐれた理論を筆者なりに展開したのもあり、この意味で本書は先生の学恩の賜物でもある。

村井敏邦先生には先生が龍谷大学に移られ、大学院の授業を持たれるということで、ご無理を申し上げて授業に参加させていただいて以来、大変多くのことを学ばせていただいた。とりわけ、授業でラートブルフの「法における人間」を読んだことは筆者にとって非常に貴重な経験であった。そこでの問題意識はいまだに筆者の研究を規定している。

本書の出版に当たっては、法律文化社の梶原有美子さんに大変お世話になった。記して感謝申し上げたい。

最後に私事にわたって恐縮であるが、父と母、そして妻に感謝を伝えたい。怠惰な筆者にとって、本書の出版は、妻の叱咤激励なくしてありえなかった。いつも助けてくれてありがとう。また、筆者を貧しい中で苦勞して育て、物心両面で支えてくれた亡父・泰秀と母・玉善には心より感謝し、謹んで本書を捧げたい。

2021年1月11日

玄 守道